

平成 29 年の活動状況

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	23
1	概 況	23
2	不当労働行為事件取扱一覧表	33
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	35
第2	労働組合の資格審査	37
1	概 況	37
2	労働組合資格審査取扱一覧表	39

第1部 概 要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あつせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各種名簿	6
1	委員名簿	6
2	あつせん員候補者名簿	8

第 1 活 動 概 要

平成 29 年の当委員会は、第 44 期委員及び第 45 期委員により運営され、総会を 25 回、公益委員会議を 24 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりである。

平 成 29 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
	調 整	実情調査		
取扱件数	22 (22)	68 (65)	16 (10)	27 (24)
終結件数	19 (19)	68 (65)	8 (3)	19 (17)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

平成 29 年は、第 44 期委員及び第 45 期委員により運営された。

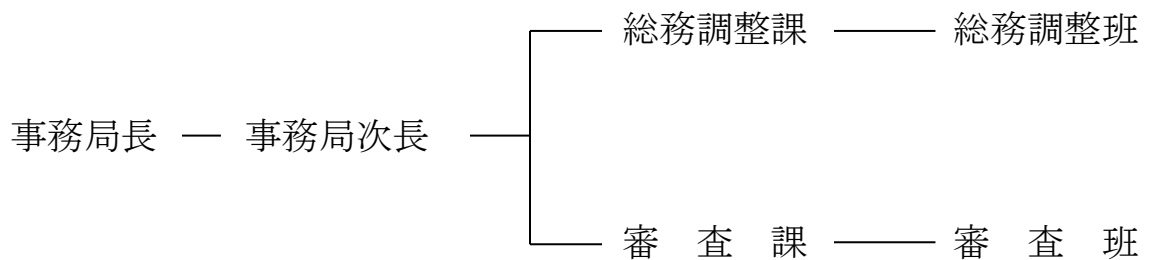
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 29 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 28 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 29 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 14 人である。

【組 織 図】



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第 2 及び第 4 木曜日を定例日としている。

なお、平成 29 年は、第 1521 回から第 1545 回までの 25 回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成 29 年は、第 1522 回から第 1545 回までの 24 回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える 14 都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成 29 年は、審査手続の迅速・的確化への取組や、調整手続の充実・強化への取組のほか、制度創設 70 年を経過した労働委員会制度が抱える課題の共有やその対応策の検討の必要性などについて、活発な意見の交換が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第45期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
 平成29年9月26日任命 50音順
 (平成29年12月31日現在)

区分	氏名	現職	任命年月日 在任期間
公益委員	大内伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成19. 8. 2 40期～45期
	大原義弘	兵庫県土地開発公社常任監事 ※	平成29. 9. 26 45期
	関根由紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成23. 8. 18 42期～45期
	◎滝澤功治	弁護士	平成9. 7. 2 35期～45期
	塚本隆文	兵庫県代表監査委員 ※	平成27. 9. 8 44期～45期
	○正木靖子	弁護士	平成13. 7. 9 37期～45期
	米田耕士	弁護士	平成19. 8. 2 40期～45期
労働者委員	奥村比左人	三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27. 9. 8 44期～45期
	尾野哲男	オークラ輸送機労働組合組合長	平成29. 9. 26 45期
	熊野隆夫	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25. 8. 27 43期～45期
	曾我一樹	UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27. 2. 5 43期～45期
	那須健	関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23. 8. 18 42期～45期
	服部圭司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25. 8. 27 43期～45期
	福永明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23. 8. 18 42期～45期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	河 野 忠 友	カワノ株式会社代表取締役社長	平成 29. 9. 26 45 期
	草 薙 信 久	一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成 23. 8. 18 42 期～45 期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機株式会社顧問	平成 19. 8. 2 40 期～45 期
	坪 田 一 夫	神姫バス株式会社常務取締役	平成 29. 9. 26 45 期
	村 元 四 郎	株式会社村元工作所特別顧問	平成 21. 8. 3 41 期～45 期
	吉 田 達 樹	株式会社神戸製鋼所顧問	平成 25. 8. 27 43 期～45 期
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社代表取締役社長	平成 25. 8. 27 43 期～45 期

※印は元職を示す。

2 あっせん員候補者名簿

(平成29年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
大原義弘	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県土地開発公社常任監事 ※	平成29年9月26日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤功治	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成9年7月2日
塚本隆文	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県代表監査委員 ※	平成27年9月8日
正木靖子	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 弁護士	平成13年7月9日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
熊野隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曾我一樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福永明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
草薙信久	兵庫県労働委員会使用者委員 一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成23年8月18日
佐野喜之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社顧問	平成19年8月2日

氏 名	現 職	委嘱年月日
坪 田 一 夫	兵庫県労働委員会使用者委員 神姫バス株式会社常務取締役	平成29年9月26日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
小 南 秀 夫	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成25年8月27日
切 山 義 行	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成24年9月20日
松 下 秀 明	兵庫県労働委員会使用者委員 ※	平成23年8月18日
和 田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 ※	平成15年7月22日
丸 山 善 幸	兵庫県労働委員会事務局長	平成27年4月9日
黒 川 朗	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成27年4月9日
四 方 弘 道	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成29年4月13日

※印は元職を示す。

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成29年に取り扱った調整事件は22件であり、全てあっせんであった。前年からの繰越しはなく、全て新規申請であった。

終結件数は19件で、平成30年への繰越し件数は3件となっている(第1表参照)。

(2) 取扱事件

平成29年の取扱事件22件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、「団交促進」が21件、「賃金等」が14件、「経営又は人事」が8件、それ以外が13件である(第2表参照)。

イ 申請者別では、全て労働組合からのものである(第3表参照)。

ウ 地区別では、神戸地区が12件、阪神南地区が7件、阪神北地区、但馬地区及び丹波地区が各1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、「運輸、郵便業」が8件、「教育、学習支援業」が4件、「サービス業」が3件、「製造業」が2件、「卸売業、小売業」及び「医療、福祉」が各1件、「その他」が3件となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、「49人以下」が9件、「100～199人」が6件、「50～99人」が4件、「200～299人」が3件となっている(第7表参照)。

(3) 終結状況

平成29年に終結した19件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分は、解決が7件、打切りが12件となっており、解決率(解決件数の終結件数に対する割合)は36.8%となっている(第8表参照)。

イ 終結までに要した日数を見ると、「1～4日」が10件、「30～49日」が5件、「20～29日」が4件となっており、平均所要日数は、15.2日となっている(第9表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越し	—	—	—
新規申請	22	19	3
計	22	19	3

第2表 調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	—
	(b) 協約の締結・改定	3
	(c) 協約の効力・解釈	—
賃金等	(d) 賃金増額	4
	(e) 一時金	1
	(f) 諸手当	2
	(g) 退職金	1
	(h) その他	6
	小計	14
賃金以外の 労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	1
	小計	1
経営又は人事	(l) 事業廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	1
	(o) 解雇	5
	(p) その他	2
	小計	8
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	21	
(s) その他	9	
計		56

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	22	—	—	22

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	—	1	3	—	—	1	5	2	2	2	3	—	3	22

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	12	7	1	—	—	—	—	1	1	—	22

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	2	3	4	—	1	1	4	1	3	—	3	22

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	9	4	6	3	—	—	—	22

第8表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	解 決	取下げ	打切り	計
件 数	7	—	12	19

第9表

調 整 所 要 日 数 別 終 結 件 数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	—	10	—	—	4	5	—	19	15.2

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 29 (調) 1	娯楽業	29. 1. 18 (29. 7. 4)	労	誠実な団体交渉の 実施 (解雇撤回等)	29. 7. 4 打切り (被申請者 不同意)	尼崎市
2	教育、学習支援業	29. 2. 15 (29. 3. 31)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (調整手当制 度の回復)	29. 4. 21 解決	神戸市
3	道路貨物運送業	29. 2. 20 (29. 2. 28)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (労働協約の 締結)	29. 2. 28 打切り (被申請者 不同意)	尼崎市
4	道路旅客運送業	29. 2. 24 (29. 4. 25)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	29. 5. 19 解決	神戸市
5	窯業・土石製品製 造業	29. 5. 25 (29. 5. 31)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	29. 5. 31 打切り (被申請者 不同意)	伊丹市
6	教育、学習支援業	29. 6. 6 (29. 7. 3)	〃	大学学長が出席する 誠実な団体交渉の実 施 (解雇撤回等)	29. 8. 3 打切り (あっせん 不調)	神戸市
7	その他の事業サ ービス業	29. 6. 9 (29. 6. 30)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	29. 6. 30 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
8	道路旅客運送業	29. 6. 12 (29. 7. 20)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (労働協約の締 結等)	29. 8. 25 解決	神戸市
9	その他の事業サ ービス業	29. 6. 15 (29. 6. 26)	〃	組合員に対する雇用 契約の不利益変更の 撤回	29. 6. 26 打切り (被申請者 不同意)	豊岡市

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 29 (調) 10	教育、学習支援業	29. 6. 23 (29. 7. 10)	労	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	29. 8. 21 解決	尼崎市
11	卸売業、小売業	29. 7. 12 (29. 8. 7)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (解雇撤回等)	29. 8. 31 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
12	運輸に附帯する サービス業	29. 7. 12 (29. 8. 8)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	29. 8. 8 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
13	道路貨物運送業	29. 8. 1 (29. 8. 17)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (同一車輛の 継続利用)	29. 8. 17 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
14	金融業、保険業	29. 8. 24 (29. 9. 25)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (労働協約の 締結等)	29. 11. 1 解決	西宮市
15	道路旅客運送業	29. 9. 8 (29. 10. 2)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (組合掲示板 の設置等)	29. 10. 2 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
16	教育、学習支援業	29. 9. 21 (29. 10. 17)	〃	団体交渉合意事項 の誠実な履行 (パ ワハラへの謝罪 等)	29. 10. 17 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
17	道路貨物運送業	29. 10. 13 (29. 11. 27)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (賃金保証等)	29. 12. 28 解決	神戸市
18	廃棄物処理業	29. 10. 13 (29. 11. 10)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (賃上げ等)	29. 11. 10 打切り (被申請者 不同意)	尼崎市
19	映像・音声・文字 情報制作業	29. 10. 18 (29. 11. 27)	〃	団体交渉の促進 (賃上げ)	29. 12. 20 解決	尼崎市

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 29 (調) 20	道路貨物運送業	29.12.21 (ー)	労	誠実な団体交渉の 実施 (年末一時金 の増額)	(繰越し)	神戸市
21	非鉄金属製造業	29.12.27 (ー)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (雇止めの撤 回等)	(繰越し)	丹波市
22	社会保険・社会福 祉・介護事業	29.12.28 (ー)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (賃金制度改 定の協議等)	(繰越し)	尼崎市
計		22 件				

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	23
1	概況	23
2	不当労働行為事件取扱一覧表	33
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	35
第2	労働組合の資格審査	37
1	概況	37
2	労働組合資格審査取扱一覧表	39

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

平成29年に取り扱った不当労働行為事件は16件であった。そのうち、前年からの繰越しは6件、新規申立ては10件であった。

終結件数は8件で、前年からの繰越しのうち1件、新規申立てのうち7件、合わせて8件が平成30年に繰越しとなった（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成29年の新規申立件数10件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が3件、3号事件が1件、1・2号事件が2件、1・3号事件が3件、1・2・3号事件が1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、10件全てが労働組合による申立てとなっている。

ウ 地区別では、神戸地区が6件、阪神南地区が2件、阪神北地区及び北播磨地区が各1件となっている。（第6表参照）。

エ 業種別では、「製造業」が4件、「サービス業」が2件、「旅客運送業」、「貨物運送業」、「医療、福祉」及び「その他」が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、「49人以下」が4件、「100～199人」が3件、「200～299人」が2件、「500～999人」が1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成29年に終結した8件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越し事件が5件、新規申立事件が3件であり、終結区分別では、「命令・決定」が2件、「和解・取下げ」が6件となっている（第9表参照）。

終結率（終結件数の取扱件数に対する割合）は、50パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、「命令・決定」の最長が617日、最短が182日、「和解・取下げ」の最長が328日、最短が120日、総平均が276日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成29年中に交付された「命令・決定」のうち1件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

前年から繰り越された3件及び平成29年に申立てがあった1件が終結したので、翌年への繰越件数は1件となった。（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された平成29年（行コ）第22号不当労働行為救済命令一部取消、不当労働行為救済申立棄却命令一部取消請求控訴事件については、平成29年10月31日、原判決を一部取り消す決定が下された。これに対して、補助参加人（初審被申立人）は、上告受理申立てを行った。

平成28年に交付された「命令・決定」のうち、平成27年（不）第2号事件命令に対して、申立人から訴えが提起された。

したがって、合計2件が平成30年に繰り越された（第14表参照）。

第1表

取 扱 件 数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	6	5	1
新規申立て	10	3	7
計	16	8	8

第2表

申 立 事 項 別 件 数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	3	5
3号（支配介入）	—	1	1
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	2	2
1号と3号の複合したもの	2	3	5
2号と3号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	2	1	3
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	6	10	16

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	2	2
		賃金等の差別	2	—	2
		仕事上の差別	—	—	—
		配転	1	1	2
		その他	1	4	5
		小計	4	7	11
2号	団体交渉の拒否	4	6	10	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	—	—
		組合弱体化工作	4	4	8
		脱退強要	1	1	2
		就労拒否	1	2	3
		小計	6	7	13
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		14	20	34	

(注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	—	4	4
配置転換の撤回	1	—	1
不利益取扱いの撤回	3	2	5
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	1	1	2
団体交渉の応諾	4	5	9
支配介入の禁止	4	2	6
謝罪文の掲示・手交	2	5	7

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	—	—	1	—	1	1	—	2	—	—	1	6
新規申立て	1	2	1	—	—	1	—	—	3	1	1	—	10

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	3	—	2	—	—	1	—	—	—	—	6
新規申立て	6	2	1	—	1	—	—	—	—	—	10

第7表 業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	2	1	1	—	—	2	—	—	—	—	6
新規申立て	4	1	1	—	—	—	1	2	—	1	10
計	6	2	2	—	—	2	1	2	—	1	16

第8表 企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	1	3	1	—	1	—	—	6
新規申立て	4	—	3	2	—	1	—	10
計	5	3	4	2	1	1	—	16

第9表 終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	2	—	—	—	2	1	1	1	3	5
新規申立て	—	—	—	—	—	1	2	—	3	3
計	2	—	—	—	2	2	3	1	6	8

第10表 終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	617	182	399
和解・取下げ	328	120	235
総 平 均	—	—	276

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種	終結区分	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
平27 (不)3	道路旅客運送業	命 令 (全部救済)	回 6	回 2	人 2 (4)	回 —	日 617
平28 (不)1	教育、学習支援業	取 下 げ (無関与和解)	5	—	—	—	296
3	道路貨物運送業	命 令 (全部救済)	1	1	—	—	182
5	プラスチック製品製造業	取 下 げ	4	—	—	—	220
6	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	取 下 げ (関与和解)	4	—	—	—	198
平29 (不)1	金属製品製造業	取 下 げ (無関与和解)	5	—	—	—	252
2	専門サービス業	取 下 げ (無関与和解)	5	—	—	—	328
4	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	取 下 げ (関与和解)	3	—	—	—	120

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
平28 (不)4	教育、学習支援業	回 4	回 3	人 3 (6)	回 1	日 475
平29 (不)3	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	4	2	1 (2)	—	308
5	プラスチック製品製造業 労働者派遣業	3	—	—	—	213
6	建設業	2	—	—	—	112
7	洗濯・理容・美容・浴場業	2	—	—	—	108
8	医療業	1	—	—	—	98
9	道路貨物運送業	1	—	—	—	80
10	道路旅客運送業	—	—	—	—	46

- (注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。
 2 係属日数は、平成29年末までの数値である。

第13表

再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申 年 月 日	不 服 の 要 点	審 査 過 程
中労委 平 28(不再)第 5 号 (卸売業、小売業)	労働組合 28. 1. 8	初審命令の取消し	係属中
中労委 平 28(不再)第 9 号 (道路貨物運送業)	使用 者 28. 2. 8	初審命令の一部取消し	一部変更
中労委 平 28(不再)第 49 号 (道路貨物運送業)	労働組合 28. 9. 9	初審命令の一部取消し	和解認定
中労委 平 28(不再)第 50 号 (道路貨物運送業)	使用 者 28. 9. 9	初審命令の一部取消し	和解認定
中労委 平 29(不再)第 3 号 (道路旅客運送業)	労働組合 29. 1.13	初審命令の取消し	和解認定

第14表

行政訴訟事件一覧

事 件 番 号 (業 種 名)	提 起 人 提 年 月 起 日	請 趣 求 の 旨	訴 訟 経 過
大阪高裁 平成29年(行コ)第22号 不当労働行為救済命令一部取消、不当労働行為救済申立棄却命令一部取消請求控訴事件 (道路貨物運送業)	労働組合 28.12.23 県 労 委 28.12.26	原判決の一部取消し	29.10.31 原判決の一部取消し
大阪高裁 平成29年(行ノ)第97号 不当労働行為救済命令一部取消、不当労働行為救済申立棄却命令一部取消請求上告受理申立事件 (道路貨物運送業)	会 社 29.11.14	上告の受理・原判決の破棄	係属中
神戸地裁 平成29年(行ウ)第20号 不当労働行為救済申立棄却命令取消請求事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 29.4.21	県労委命令の取消し	係属中

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平27 (不)3	道路旅客運送業	1・3	組合	27. 4. 30	不利益取扱 支配介入	29. 1. 5	命令 (全部救済)	宝塚市
平28 (不)1	教育、学習支援業	2	組合	28. 6. 20	団交拒否	29. 4. 11	取下げ (無関与和解)	神戸市
3	道路貨物運送業	1・3	組合 個人	28. 7. 21	不利益取扱 支配介入	29. 1. 18	命令 (全部救済)	神戸市
4	教育、学習支援業	1・2・3	組合	28. 9. 13	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神崎郡 市川町
5	プラスチック製品製造業	2	組合	28. 9. 14	団交拒否	29. 4. 21	取下げ	大阪府 大阪市
6	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	1・2・3	組合	28. 12. 27	不利益取扱 団交拒否 支配介入	29. 7. 12	取下げ (関与和解)	神戸市
平29 (不)1	金属製品製造業	1・2	組合	29. 1. 27	不利益取扱 団交拒否	29. 10. 5	取下げ (無関与和解)	尼崎市
2	専門サービス業	2	組合	29. 2. 2	団交拒否	29. 12. 26	取下げ (無関与和解)	神戸市
3	電子部品・デバイ ス・電子回路製造業	2	組合	29. 2. 27	団交拒否			西脇市
4	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	1・3	組合	29. 3. 15	不利益取扱 支配介入	29. 7. 12	取下げ (関与和解)	神戸市
5	プラスチック製品製造業 労働者派遣業	1・2	組合	29. 6. 2	不利益取扱 団交拒否			伊丹市
6	建 設 業	2	組合	29. 9. 11	団交拒否			神戸市
7	洗濯・理容・ 美容・浴場業	1・2・3	組合	29. 9. 15	不利益取扱 団交拒否 支配介入			大阪府 吹田市

事件 番号	業 種	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平29 (不)8	医 療 業	1・3	組合	29. 9. 25	不利益取扱 支配介入			西宮市
9	道路貨物運送業	1・3	組合	29. 10. 13	不利益取扱 支配介入			神戸市
10	道路旅客運送業	3	組合	29. 11. 16	支配介入			神戸市
計		16 件						

(注)「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、平成30年における審査の期間の目標及び平成29年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成30年における審査の期間の目標

当委員会は、平成30年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ 標準的な事件 1年

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 平成29年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	— 件	— 件	— 件
標準的な事件	16	8	8
特に複雑な事件	—	—	—
計	16	8	8

イ 審査期間の状況（平成29年中に終結した事件）

《標準的な事件》

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	617 日	182 日	399 日
和 解 ・ 取 下 げ	328	120	235
総 平 均	—	—	276 (約9月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成29年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備 考
平成27年 (不)第3号事件	命令 (全部救済)	日 617	回 6	回 2	回 —	人 2 (4)	標 準
平成28年 (不)第1号事件	取下げ (無関与和解)	296	5	—	—	— (—)	標 準
平成28年 (不)第3号事件	命令 (全部救済)	182	1	1	—	— (—)	標 準
平成28年 (不)第5号事件	取下げ	220	4	—	—	— (—)	標 準
平成28年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	198	4	—	—	— (—)	標 準
平成29年 (不)第1号事件	取下げ (無関与和解)	252	5	—	—	— (—)	標 準
平成29年 (不)第2号事件	取下げ (無関与和解)	328	5	—	—	— (—)	標 準
平成29年 (不)第4号事件	取下げ (関与和解)	120	3	—	—	— (—)	標 準

(注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注) 2 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とは標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成29年に取り扱った労働組合の資格審査は27件で、その内訳は、前年からの繰越しが3件、新規申請が24件であった。新規申請の理由別内訳は、不当労働行為が12件、委員推薦が11件、法人登記が1件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に19件（適合決定13件、打切り6件）が終了したので、8件が平成30年に繰越しとなった（第2表参照）。

適合決定された13件（不当労働行為1件、委員推薦11件、法人登記1件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 し	—	3	—	—	3
新 規 申 請	11	12	1	—	24
計	11	15	1	—	27

第2表

申請理由別、終結区分別件数

区 分		委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数		11	15	1	—	27
終 結 件 数	打 切 り	—	6	—	—	6
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	適 合 決 定	11	1	1	—	13
	不 適 合 決 定	—	—	—	—	—
	計	11	7	1	—	19
翌年への繰越件数		—	8	—	—	8

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	11	1	1	—	13
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘下 組合の 規約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 21 年 (資) 第 31 号事件	40	29. 1. 12	不	29. 1. 12	適合
平成 28 年 (資) 第 1 号事件	13	28. 6. 20	不	29. 4. 11	打切り
平成 28 年 (資) 第 3 号事件	6	28. 9. 13	不		
平成 28 年 (資) 第 4 号事件	11	28. 9. 14	不	29. 4. 21	打切り
平成 29 年 (資) 第 1 号事件	100	29. 1. 5	不	29. 7. 12	打切り
平成 29 年 (資) 第 2 号事件	4	29. 1. 27	不	29. 10. 5	打切り
平成 29 年 (資) 第 3 号事件	100	29. 2. 2	不	29. 12. 26	打切り
平成 29 年 (資) 第 4 号事件	24	29. 2. 27	不		
平成 29 年 (資) 第 5 号事件	100	29. 3. 15	不	29. 7. 12	打切り
平成 29 年 (資) 第 6 号事件	5	29. 6. 2	不		
平成 29 年 (資) 第 7 号事件	6, 232	28. 6. 9	委	29. 6. 22	適合

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 29 年 (資) 第 8 号事件	302	29. 6. 9	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 9 号事件	880	29. 6. 14	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 10 号事件	316	29. 6. 15	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 11 号事件	336	29. 6. 16	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 12 号事件	3,552	29. 6. 16	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 13 号事件	1,679	29. 6. 19	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 14 号事件	193	29. 6. 19	委	29. 6. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 15 号事件	15	29. 6. 22	委	29. 7. 11	適合
平成 29 年 (資) 第 16 号事件	345	29. 6. 26	委	29. 7. 11	適合
平成 29 年 (資) 第 17 号事件	740	29. 6. 30	委	29. 7. 11	適合
平成 29 年 (資) 第 18 号事件	583	29. 11. 1	法	29. 11. 21	適合
平成 29 年 (資) 第 19 号事件	255	29. 9. 20	不		

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 29 年 (資) 第 20 号事件	28	29. 9. 20	不		
平成 29 年 (資) 第 21 号事件	80	29. 9. 25	不		
平成 29 年 (資) 第 22 号事件	318	29. 10. 13	不		
平成 29 年 (資) 第 23 号事件	318	29. 11. 16	不		
計	27 件				

(注) 1 「係属」の「事由」欄の「委」とは「委員推薦」、「不」とは「不当労働行為」、「法」とは「法人登記」を意味する。

(注) 2 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。